

【第41回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和5年3月2日（木）

9時00分～9時30分

場 所：web方式による会議

1 開会

本部長

2月10日付けの国からのマスク着用の考え方の見直し及び基本的対処方針の変更を受けて、県は、2月13日に兵庫県の対処方針を改定し、3月13日から、マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、事業者における対応としては、事業者が、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることになりました。

本市におけるマスク着用の考え方の見直しに対して市の業務内容を整理し、公共施設や執務中におけるマスクの着用場面等について職員、市民へ周知をしていく必要がありますので、今回、本部員会議を開催しております。

2 市内の発生状況について

事務局（保健担当局）

調整担当でございます。宜しくお願いたします。

資料1頁からお願いいたします。市内の発生状況についてでございます。まず1の(1)の感染状況及び死亡者数の状況でございます。右端の方でございますが、第8波の状況を記載しております。令和5年2月23日時点では、新規陽性患者数が、31,427人と第6波、第7波を下回る状況でございます。

なお、1日の最大感染者数につきましては、1月12日の923人であり、第6波の783人を超えておりますが、第7波の1562人を下回っている状況でございます。

また、死亡者につきましては、第8波73人、死亡率0.23%と第5波以降の0.1%台と比較すると少し高い状況となっております。続いて、下の2の市内の患者数の状況でございます。下のグラフを見ていただくと分かるかと思いますが、1月12日の923人をピークに減少傾向が続いておりまして、2月23日時点では、26人となっております。続いて、2頁の方をお願い致します。2頁上段(2)の新規陽性者数（総数）の年代別推移でございます。右端が直近の2月17日の週となっております。やはり60歳未満の方が大半を占める形となっております。また週別でも、新規陽性患者数が大幅に減っていることが分かるかと思いますが、(3)の発生届を受理した新規陽性者患者数の日別推移でございます。いわゆる65歳以上の方、入院をする方、妊婦など4類型に該当し、保健所から連絡をとっている方でございますが、1月9日の211件をピークに減少へ傾向が続いております。続いて3頁ですが、3の自主療養新規登録者数でございます。これは、いわゆる自分でキットを購入し、検査をした結果、陽性となり、県の登録支援センターへご自身で登録された方の数であります。直近では、1件となるなど大幅に減少しているところでございます。続いて4頁をお願いします。本市における季節性インフルエンザの流行状況でございます。2022年から2023年のシーズンで、黄色の線で作っている

ところでございますが、第4週、これは、令和5年1月23日から29日までの1週間に484人の方の感染が確認されまして、本市においてインフルエンザ警報が発令されているところでございます。その後、5週1月30日から2月5日には、516人の確認があった後、現在は、減少傾向が続いているところでございます。なお、兵庫県全域では、インフルエンザの注意報という形となっており、県内でも尼崎の発生数が多い状況であります。

続いて5頁をお願いします。最後にワクチンの接種状況でございます。3回目接種の状況をまとめております。2月13日時点では、65歳以上の方が、89.2%接種していただいております。全対象者になりますが、全対象者の内、68.9%の方が、3回目の接種を終えております。

報告については、以上となります。

本部長

はい。ありがとうございます。第8波のピークがだいぶ過ぎてきているという一方で、インフルエンザの感染者数が、少し遅れて増えてきているという状況でありますけれども、資料1について、確認事項等ありましたら、宜しくお願い致します。各局の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、次に、マスク着用の考え方の見直しについて、まず資料2の内容について総務局から説明をお願いいたします。

3 マスク着用の考え方の見直しに対する今後の取組事項について

総務局長

それでは資料2についてご説明いたします。「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策における職員のマスク着用の見直しについて」でございますが、市長から先ほど、説明がございましたように、国の基本的対処方針が変更されまして、マスクの着用について、個人の判断に委ねることを基本としつつも、「事業者が事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることが許容される」とこととされております。この内容を踏まえまして、3月13日から当面の間における職員の業務時間中のマスク着用について、国等により事業別に方針が定められている場合（例えば、ある教育施設においては、3月31日まで教職員のマスクの着用が推奨されている。）を除き、四角の中に記載の内容のとおり取り扱うこととしましたので、通知文に記載したものです。なお、当面の間としたのは、1つは、3月中に、県の方から別途方針が示される予定であること、もう1つは、5月8日で感染対策上の取り扱いが、2類から5類になることに伴い、別途方針が出る可能性があるためです。

四角の中について、ご説明します。(1)の高齢者等重症化リスクが高い方や、不特定多数の人と接する場合、(2)の職員の感染拡大や濃厚接触者に該当することにより、市民サービスが低下し、業務に支障をきたすおそれがある場合、(3)のせきや発熱等の症状がある場合ということで、これまでとあまり変わらないということになるかもしれないですけども、この3点をもって当面の間の方針としたいと考えております。

なお、資料の一番下のところですが、職員の感染状況につきましては、現在、新規陽性者は、1日1桁という状況でございますけれども、やはり基本的な感染対策は必要ですので、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いしたいと考えております。

本部長

はい。ありがとうございました。総務局長、確認ですが、今回、今の資料2の通知を出してから各部署で正式には検討していくという流れで良いでしょうか？

総務局長

そうですね。先ほど、ご説明させていただいた通り、3月13日からの当面の方針ということで、四角の中の(1)から(3)につきまして、各所属において適切にご対応いただきたいという趣旨でございます。

本部長

はい。それでは、各局からこの通知について、質問等がありましたら宜しくお願いたします。

こども青少年局長

保育所でのマスクの着用のあり方について、苦慮しております。背景は、ご承知のとおり社会経済活動を維持するために、開けられる体制を作るというのがミッションだからです。先ほどの総務局長の説明である程度分かったのですが、3月中に県から示されると、5月8日には、2類から5類になると、ただ当面という記載について、そこが触れられていないので、紙のまま保育所に下りていった時に、例えば、四角の真ん中の箱の下のところ、濃厚接触者の基準及び自宅待機については、これまでと変更がありませんという記載ですが、結局、特別休暇の制度となくなってくるであろうし、混乱をきたすのでないかなと思、当面というのは、そういう背景があって発出していますというのを書いていただいたらありがたいなというお願いが1つと、この通知の肝は、今までは、職務命令で着用させていたと解釈していますが、それが一定の範囲での着用の推奨ということに考え方が変わったかどうかという質問と、今度、我々が、コロナに限らず、感染症が拡大した場合、例えば1施設で10人発症した場合に、保健所に届けるように法令上なっています。それは、保育所でも、特養でもどこでも社会福祉施設は一緒ですが。それに合わせて、職員は基本的に自由ですが、そういう風に、保健所に届出するような大事な時は、概ね10人の傾向がある時は、職務命令で着用させるようにやりたいと、そうしないと保育所運営が成り立たないということがあります。つきましては、ここの求めるという言葉の意味ですが、今の説明の裏の頁を読んでいると主体的な判断を尊重すると書いているので、今、こども青少年局がやろうしている、10人以上という場合でも推奨にしかならないのか。これまでは、同調圧力で、このような問題は起きなかったのですが、今後のこともありますので、参考に聞かせていただきたいという質問内容です。

本部長

ありがとうございます。そしたら、資料3、4とも関係しますので、まず危機管理安全局から、資料3、4を先に説明してもらってから、局長に対する質問に対する回答も含めて、また少しやりとりを行っていただきたいと思、それでは、引き続き、資料3、4の説明をお願いいたします。

事務局（災害対策課）

資料3の方をお願い致します。まず、この資料では、マスクの着用の考え方の見直しについて、今後の取組事項について整理しております。表中の1の職務中の職員に対するマスクの着用について、先ほど、総務局長より説明があった内容となります。次に2の市民に対するマスクの着用についてということですが、こちらは、マスクの着用に関する県の対処方針に基づいて、以下の情報発信媒体を活用し、マスク着用の周知啓発を図ってまいりたいと思います。

主なものとして、①のところで、市ホームページのマスク着用の考え方についてという欄の更新を考えております。ホームページのトップページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」及び「動的コンテンツ」において、明日、3月3日から更新を予定しております。2つ飛びまして、一番下④のところですが、マスク着用のポスターの掲示ということで、こちらは、3月6日より全庁の各所属におきまして、ポスターを掲示いただくということで、詳細は後ほど、ご説明したいと思います。

続きまして、次に表の下、窓口業務において、来庁者からマスクの着用の必要性について、問い合わせがあった場合の対応を取りまとめております。こちらは、実際に想定される市民からの問い合わせをイメージしたQ&Aを作っております。具体的には、国、県の対処方針に基づきまして、本市のマスクの着用の考え方をご説明いただく内容となります。回答内容といたしましては、窓口等への来庁者に対して、高齢者等重症化リスクが高い方と接する場合や、不特定多数の人と接する場合があることから、事業者としてマスクの着用をお願いしています。

その下の、基本的な考え方となりますが、マスクの着用は、個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されている。最後に、マスクの着用は、本人の意思に反して強いることがないよう、着用を断られた場合は、個人の主体的な判断を尊重するという考え方になっておりますという説明を窓口の方では、お願いしたいと考えております。

続いて、資料4の方をお願いいたします。こちらは、尼崎市における今後のマスクの着用の考え方の適用の流れとなっております。四角囲みの欄ですが、こちらは、国、県から発出されました新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の考え方となっております。一つ目のマル、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられることを基本とする。二つ目のマル、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため下記の場面では、マスクの着用を推奨。具体的には、医療機関を受診する時、高齢者など重症化リスク方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などを訪問する時、通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時、三つ目のマル、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるという考え方を受け、本市は以下のスケジュールのとおり、市民の皆さまへの周知、職員への周知に取り組んでいくという流れを予定しております。

具体的には、下の表となりますが、一番上、市民の皆さまへのマスク着用につきましては、3月12日までは従来どおりの取り扱い、3月13日からは、上記基本的対処方針に基づきまして個人の判断となります。これは5月7日までとなっております。次にその下、市役所職員につきましては、3月12日までは、従来通り、3月13日からも引き続き原則マスクは着用となっております。

その下、次に学校、保育所等でございますが、これは2パターン分かれまして、まず教職員、保育士等というくくりと、あと子供というくくりで分けております。学校の教職員については、3月31

日までは、従来通りで、4月1日以降は、マスク着用を求めないことを基本とし、留意事項については、国の方で検討中となっております。

次に、保育士については、引き続き原則マスクの着用ということで、5月7日まではマスクの着用ということをご予定しております。その下の子供についてですが、まず幼稚園、小中高については、3月31日までは、従来通りの取り扱い。4月1日からは、マスクの着用は求めないことを基本とする中で、留意事項に基づいて、内容を確認した対応を行うことを予定しております。

その下、保育所の子供たちにつきましては、従来通りの取り扱いで、5月7日までとなっております。1点、学校、保育所の白囲みですが、卒業式と囲んでおりますが、ここは国、県の方針に基づいて、マスクの着用は、子供たちに関しては、原則不要となっております。

次に、参考1の方をお願い致します。こちらは、先程、ご説明いたしました市民の皆さまにマスク着用を啓発するホームページの内容となります。これは、ホームページのトップページの動的コンテンツのイメージとなっております。市民の皆さまへのマスク着用の啓発という動的コンテンツのイメージとなっております。

次頁の方をお願い致します。こちらは、ホームページの掲載内容で、マスクの着用の考え方という内容で、主には、市民の皆さまにお願いする内容、市職員がどのような対応をしていくのかということをもとめた内容となっております、明日、3月3日に更新予定となっております。

次に参考2をお願いします。こちらが、全庁各局で掲示いただくポスターの内容となります。ポスターは2種類ありますが、市職員のマスクの着用について、市職員がどのような立場で、マスクを着用するのかということをご啓発するポスターとなっております。もう1つは、厚生労働省が作成したポスターで、市民の方ご自身がどのような立場でマスクを着用いただくかという啓発するポスターの内容となっております。この2種類のポスターを各所属におかれまして、貼っていただくということをお願いしたいと考えております。こちらのポスターにつきましては、明日、各局企画管理課を通じて、局内の各課の方に配布させていただきたいと思っております。

本部長

ありがとうございました。今の一連の説明があった上で、所属長への職員向けの通知の記載内容について議論していきたいと思っておりますので、足田局長の質問に対する総務局長からのコメントがありましたら宜しく願いいたします。

総務局長

特別休暇についての発言があったかと思いますが、5類移行までは、従来どおりの取り扱いといたします。

本部長

ありがとうございます。私も仕方がないかと思いますが、結局、場合が書いてあってどうするのかというのがなかなか、分かりにくい周知ではあるなと思っておりますが、これは各所属ごとに事情が異なるからと言いつつも、実際は、市役所全体の内勤の方も窓口の方、教職員の方も、5類への見直しまでは、基本的にはマスクを着用して事業者として対応していくという認識で宜しいです

かね。

総務局長

先ほど、資料4で事務局の方から説明がありましたように、基本的には5類移行までは、職員については、引き続き原則マスクが着用となるということになるかと思っております。

本部長

はい。職員については、引き続き原則マスク着用という方針のようですけれども、各局いろいろ違うといった例外等があれば、宜しく願いいたします。

こども青少年局長

だいたい今までの説明で、疑問点は解決できましたが、やはり1点だけ確認しておきたいのは、職務命令としてマスクを着用させるのかどうか、そういうことをやってもよいのか、やるべきではないのか聞きたいのですが。

総務局長

職務命令かどうかにつきましては、通知文にもありますように、我々としては、四角の中に記載の内容（原則マスク着用）が、市の方針だと考えておりますので、職務命令であったとしたら、そういう内容になるかと思います。

本部長

マスク着用を求める業務内容等という通知の中の四角内の条件を誰が判断するかというと、各所属長が判断する、イコール各局で判断するという理解で良いですか。

総務局長

各所属長ということで書かせていただいている以上は、各課で判断いただくこととなりますけど、当然、市民の方々に対してどの程度言っていけるのか所属によって違いますので悩ましいですが、ただ職員については、原則この扱いで問題ないかと思っております。

本部長

足田局長どうでしょうか。

こども青少年局長

市民に対しては、原則、国の方針のとおりで望んでおりまして、例外的に卒園式とかがあるかと思いますが、保育所というのは非常に狭い施設でありまして、学校の教室でしたら、7m×9mみたいな、昔は63㎡ぐらいの大きさだったかと思いますが、保育所は、50㎡程度の遊戯室等で卒園式を行うことから、かつ毎日、子供の預け入れは5分程度ですが、卒園式は、長く密集するということもありまして、卒園式については、保護者については、マスク着用を求めようとしてい

ます。そこは、そうしないと成り立たないと思っているので、推奨をしようと思っています。

ただ、職員に対しては、原則という時に、推奨なのか職務命令なのかをはっきりしておかないといけないんじゃないかなと私は思っております。保育所に限っては、職務命令を発出しないと成り立たなくなる時が来るような気がします。以上です。

本部長

その他に意見ございませんでしょうか。

危機管理安全局長

基本的には、事務局が説明しましたように、大きなくりとしまして総務局通知があるのですが、個々の内容については、一律判断できないという部分もありますので、そういった部分も含めて、課長単位で判断していく業務も多々あるかと思えます。足田局長が先ほど、おっしゃったように各局独自の判断が起こりうると思っています。ただ、各局だけで悩むのではなく、もし迷うようなことがあれば、疫学的エビデンスに基づく、根拠であったり、また国の細かい対処方針、個々に判断を生じる必要もありますので、各局単独で悩むのではなく、事務局の方にも相談していただければと思います。また、資料4ですが、これは分かりやすいように、日にち区切って整理させていただいておりますが、総務局長が通知の中で、当面の間という風に、申し上げた趣旨は、今日議論している内容は尼崎だけの議論ではなくて、報道されているように様々なところで同様の議論が行われています。改めて、この期間中であっても国から新たな方針が示される可能性がありますので、その時には、素早く情報共有させていただく中で、改めて市本部員会議を市長の意向も踏まえた上で開催したいと思えます。

本部長

ありがとうございます。時間が来てしまいましたので、特になければ、一旦まとめにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

森山副市長

先程からの議論というのは、職務命令なのかそれとも自主的判断なのかという話になっていると思うんですね。基本的に我々が考えないといけないのは、事業所としてどう対応すべきか。要するに、国の方針に対して、事業所、尼崎市役所として上乘せするのかしないのかという判断が求められていて、今回の判断は、ある意味、窓口職場については、尼崎市としては、国がこう言っているが、こう対処しますという方針を出していくことだと思っているんですね。だから、結局、先程、足田局長が言われた職務命令かという話になると、やはり市の職員以外と接する機会が多い職場についてですね、原則、職務命令であるという理解を私はするんです。もう1つは、各課に任せるという判断になるのですが、例えば南館1階のロビーを見た時にですね、各所属でそれぞれの所属長が違う判断をするといったことがあってはいけないと思うので、ここの部分は、やはり一定の考え方で、少なくとも同一フロアの窓口については、5月7日までは、していくということは決めるべきだということが私の意見です。以上です。

本部長

よろしいでしょうか。今、森山副市長が言ったとおりだと思いますけども、各課において、もちろん健康上の理由等でマスクの着用が難しい方についてまで、無理に着用を求めるということはないですけど、事業所としての市役所、これはいわゆる事務所、保育所等の職員も含めて、5月7日までは、マスクを着用していく方向で、対応していきましょうという方針の確認ですので、その前提で、各所属長で指示を出していただきたいという風に思いますし、また、その中で、困ることがあれば、危機管理安全局と総務局が連携して、また調整をしていくという体制をとりたいと思います。

以 上